

検討懇談会（第2回）資料

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

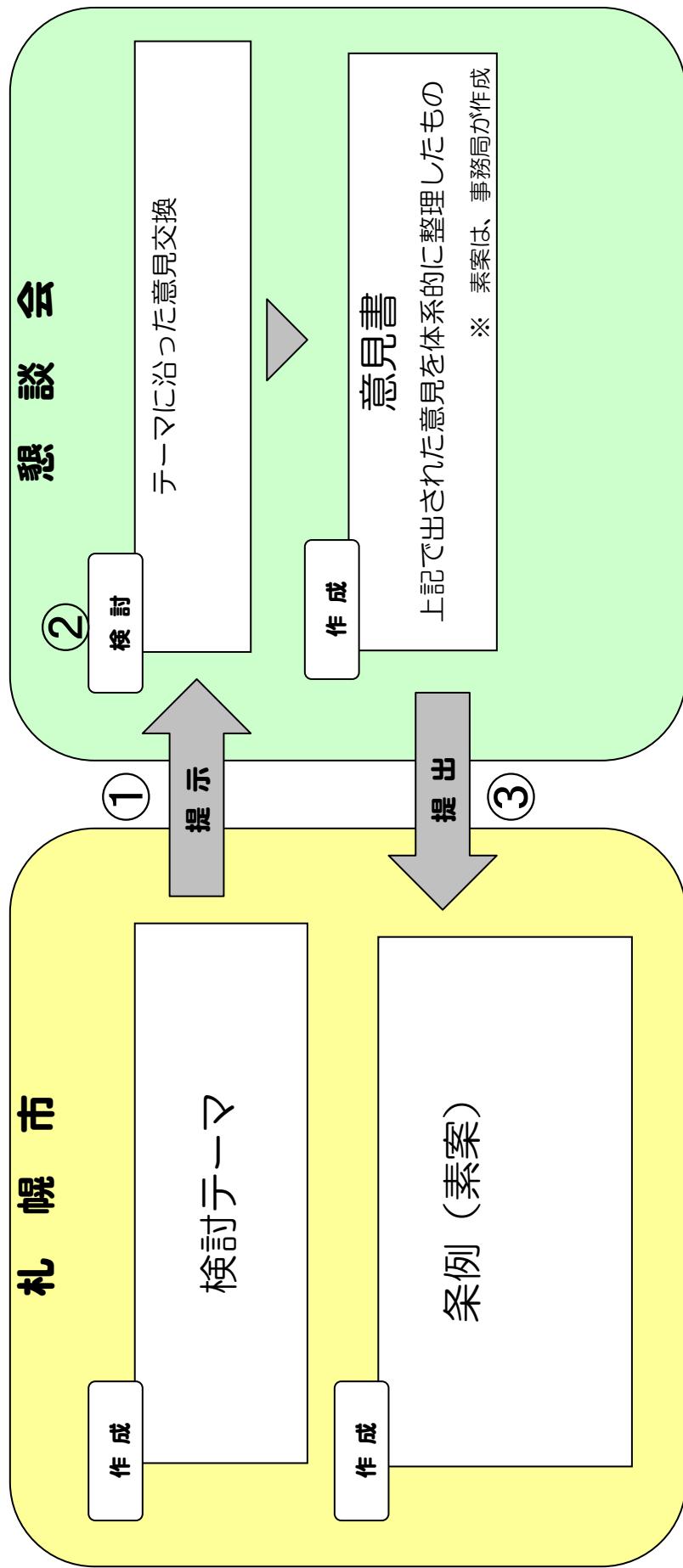
一委 員 名 簿一

| | | |
|------|------|------------------------|
| (座長) | 千葉 卓 | 北海学園大学 教授 |
| 小篠 | 隆生 | 北海道大学大学院 准教授 |
| 小泉 | 詔信 | 札幌市商店街振興組合連合会 副理事長 |
| 須藤 | 智子 | 公募 |
| 高杉 | 峯代 | (社)札幌消費者協会 理事 |
| 筒井 | 昭雄 | (財)北海道防犯団体連合会 専務理事 |
| 津元 | 万美江 | 札幌市P T A協議会 副会長 |
| 鍋谷 | 紀子 | 公募 |
| 松坂 | 君子 | 山口団地連合自治会 会長 |
| 森野 | 寿美子 | 札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事 |

(五十音順・敬称略)

条例検討フロー

資料 2-1



- ① 札幌市が案例に対する安全で安心なまちづくりの実現に向けた大まかなポイントを検討テーマとして提示する。
- ② 札幌市が提示したテーマに対しては、各委員の識見や経験に基づき、自由闊達な意見を交換していただく。
- ③ 各委員の意見や考え方を体系的に整理したものが意見書であり、本懇談会の最終的な成果物である。札幌市では、この意見書を踏まえて、案文案を組み立てていく。

検討テーマ

以下のテーマについて、委員の皆様方のこれまでのご経験などを踏まえたご意見を伺います。

- 安全で安心な地域社会の実現に向けては、行政や関係機関の力だけで実現することは困難です。
こうした社会を実現するためには、市民一人ひとりや事業者の皆さんが、それぞれ日常的な取組から地域ぐるみの活動まで、お互いに力を合わせて進めて行くことが大切だと考えます。
安全で安心なまちづくりを進めるうえで市民や事業者の皆さんにできること、また、地域ぐるみの活動としてできることには、どのようなものがあるでしょうか。
- 地域防犯活動は、安全で安心な地域社会をつくるうえで大切な取組にもかかわらず、常に「監視社会化」、「プライバシーの侵害」などの問題と向き合っています。
安全で安心なまちづくりを進めるうえで大切にしなければならない「心がまえ」には、どのようなものがあるでしょうか。
- 安全で安心なまちづくりを進めるうえで札幌市に求めることとして、具体的にどのようなものがあるでしょうか。
また、それらの取組がより効果的に行われるためにどのようにこの必要になるでしょうか。
- 安全で安心な地域社会を実現するには、犯罪を防ぐとともに、不幸にして犯罪の被害者となった人々への支援も必要です。
札幌市は、市民生活に最も身近な行政機関として、国や北海道などの関係機関と連携し、適切な役割分担を踏まえながら、必要な支援を行いたいと考えています。
犯罪被害者等支援に関して札幌市に求めることとして、どのようなものがあるでしょうか。→ 3回目懇談会で意見交換

ご意見（メモ欄）